

## 2019 年度口述試験受験者へのお知らせと注意事項

観光庁長官試験事務代行機関  
独立行政法人国際観光振興機構

### 1. 最終合格発表

2020 年 2 月 7 日（金）官報および JNTO ウェブサイトにて掲載。

インターネット版官報 URL

(<https://kanpou.npb.go.jp/>)

JNTO ウェブサイト URL

([https://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor\\_support/interpreter\\_guide\\_exams/index.html](https://www.jnto.go.jp/jpn/projects/visitor_support/interpreter_guide_exams/index.html))

### 2. 氏名・本籍・生年月日・通知送付先住所について

お手元の筆記試験結果通知上の記載に誤りがある場合、または変更がある場合は、必ず 2 月 13 日（金）までに「日本出版販売内全国通訳案内士試験事務局」に電話（03-3518-9018）にてお知らせください。

### 3. 口述試験結果通知について

受験者全員に結果通知を送付します。（2 月 7 日に発送します。到着までに数日かかる場合があります）

### 4. 合格証書について

口述試験結果通知と一緒に 2 月 7 日に簡易書留にて発送いたします。（配達時ご不在の場合は 1 週間のみ郵便局で保管されますが、その期間が過ぎてもお申し出がない場合は差出人に戻されますのでご注意ください）

### 5. 注意してください！

受験者への結果通知は、国際観光振興機構により無料で送付します。有料で合否結果を知らせるといった勧誘が過去にあったと聞き及んでいます。そのような勧誘にはご注意ください。

### 6. 合格者の登録について

#### 【登録制度について】

- ・ 全国通訳案内士試験に合格された方が、実際に全国通訳案内士として仕事をするためには、都道府県への登録が必要です。（通訳案内士法 第 18 条）
- ・ 登録申請するためには、住所地を管轄する都道府県知事に申請書等を提出する必要があります。（通訳案内士法施行規則第 16 条）（登録に関する手続き等については住所地を管轄する都道府県の観光担当部門へお問い合わせください）

#### 【非居住者の登録について】

- ・ 日本国籍、外国籍にかかわらず、現在日本国内に住所がない方（非居住者）が登録する場合は、代理人が必要です。（通訳案内士法施行規則 第 13 条）
- ・ 登録申請するためには、代理人の住所地を管轄する都道府県知事に申請書等を提出する必要があります。（通訳案内士法施行規則第 16 条）（代理人の要件、登録に関する手続き等については住所地を管轄する都道府県の観光担当部門へお問い合わせください）